

武豊町公共施設等総合管理計画（概要版）

はじめに

計画の目的

- 武豊町では、高度経済成長期の昭和 40(1965) 年代から昭和 50 (1975)年代にかけて集中的に公共施設を整備してきました。現在では、これらの施設の老朽化が進み、令和 10 (2028)年度以降に次々と大規模改修や建替えといった施設の更新時期を迎えることとなりますが、近年の武豊町における投資的経費の規模では修繕・更新費を賄うことは容易ではなく、財源不足となることが予想されます。
- 今後、生産年齢人口は減少し、人口構成の転換に伴う町民ニーズの変化、町税歳入の動向に対応して、施設の安全・安心を確保しながら、維持・更新に係る経費の軽減・平準化、適正な規模・総量や配置のあり方を検討していく必要があります。
- 本計画は公共施設（公共建築物及びインフラ施設）の現況を把握するとともに、今後生じる改修・更新費用を見込み、公共施設の計画的かつ効果的な保全や更新等の推進を行うことを目的としたものです。

対象施設

- 本計画の対象施設は、公共建築物と道路や橋梁、上下水道などのインフラ施設を合わせ、本町が保有する全ての公共施設とします。

	分類	施設名称	施設数
建築物系	町民文化系施設	砂川会館、転車台用テント（屋根）、壱町田湿地、図書館、町民会館、歴史民俗資料館、中央公民館、地域交流施設	8
	学校系施設	小学校、中学校	6
	その他教育系施設	学校給食センター	1
	子育て支援施設	保育園、母子通園施設、児童クラブ、児童館、子育て支援センター	18
	保健福祉系施設	思いやりセンター、保健センター、デイサービスセンター、高齢者生きがいセンター、多賀授産所、老人憩の家	7
	行政系施設	役場、富貴支所、防災情報センター、分団詰所、防火水槽、防災倉庫、水防倉庫、総合倉庫	14
	住宅系施設	町営住宅	1
	環境系施設	ごみ集積所、し尿処理施設、一般廃棄物最終処分場、資源回収エコステーション、富貴小学校大気汚染測定局、大足大気汚染測定局	7
	スポーツ系施設	総合体育館、運動公園、運動公園第2グラウンド、屋内温水プール	4
	都市基盤系施設	長尾山駐車場、自転車置場、ポンプ施設	3
	建築物系計		69
インフラ系	道路・橋りょう・歩道橋	道路、橋りょう、歩道橋、水路、調整池	—
	上水道施設	ポンプ施設等、管渠等	—
	下水道施設	ポンプ施設等、管渠等	—
	公園	公園等	—

計画の位置づけ

- 本計画は国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」の武豊町における行動計画に該当し、「武豊町学校施設長寿命化計画」や「第2次武豊町保育園等基本方針・整備計画」等の個別計画の上位計画にあたります。

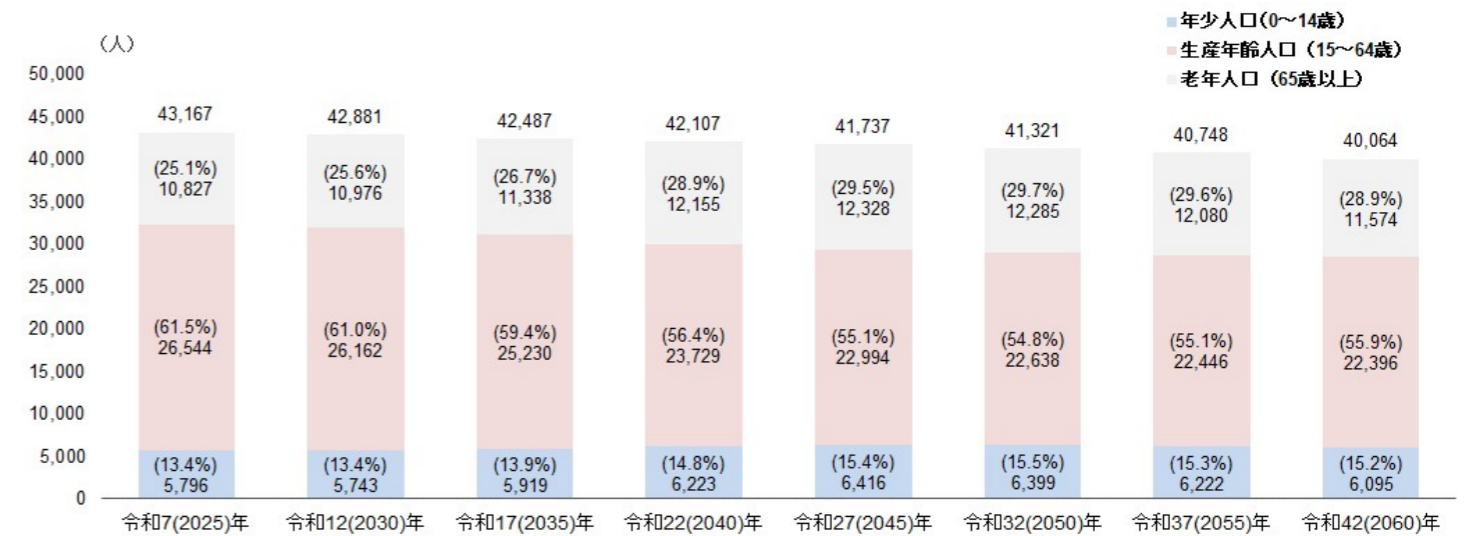
計画期間

- 本計画の計画期間は平成 29(2017)年度から令和 43(2061)年度までの 45 年間とします。

第1章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1-1 将来人口

- 将来人口は、令和 7 (2025)年の 43,167 人より減少し続け、令和 42(2060)年には 40,064 人（令和 7 年に対して 7%減）となると見込まれています。



1-2 財政状況

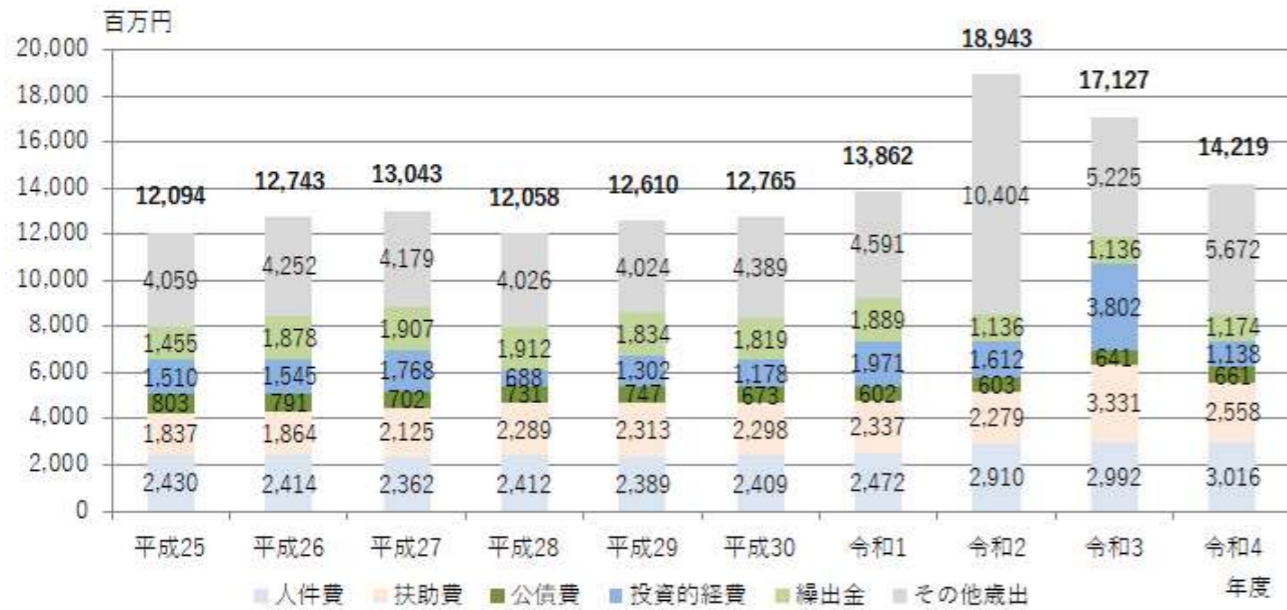
<歳入の推移>

- 歳入の根幹となる町税は、平成 25(2013)年度から 29 年度までは 80 億円を下回っているものの近年は 80 億円前後で推移しています。



<歳出の推移>

- 人件費、扶助費、公債費で構成される義務的経費は、多少の増減があるものの、全体として増加傾向にあります。特に、扶助費についても、平成 23(2011)年度以降増加基調にあり、令和 3 (2021)年度に大きく増加しています。
- 投資的経費は、公共施設の整備・改修等にあわせて増減しており、ここ数年は 15 億円前後で推移してきましたが、令和 3 年(2021)年度は屋内温水プールの建設事業のため例年の 2 倍程度となっています。



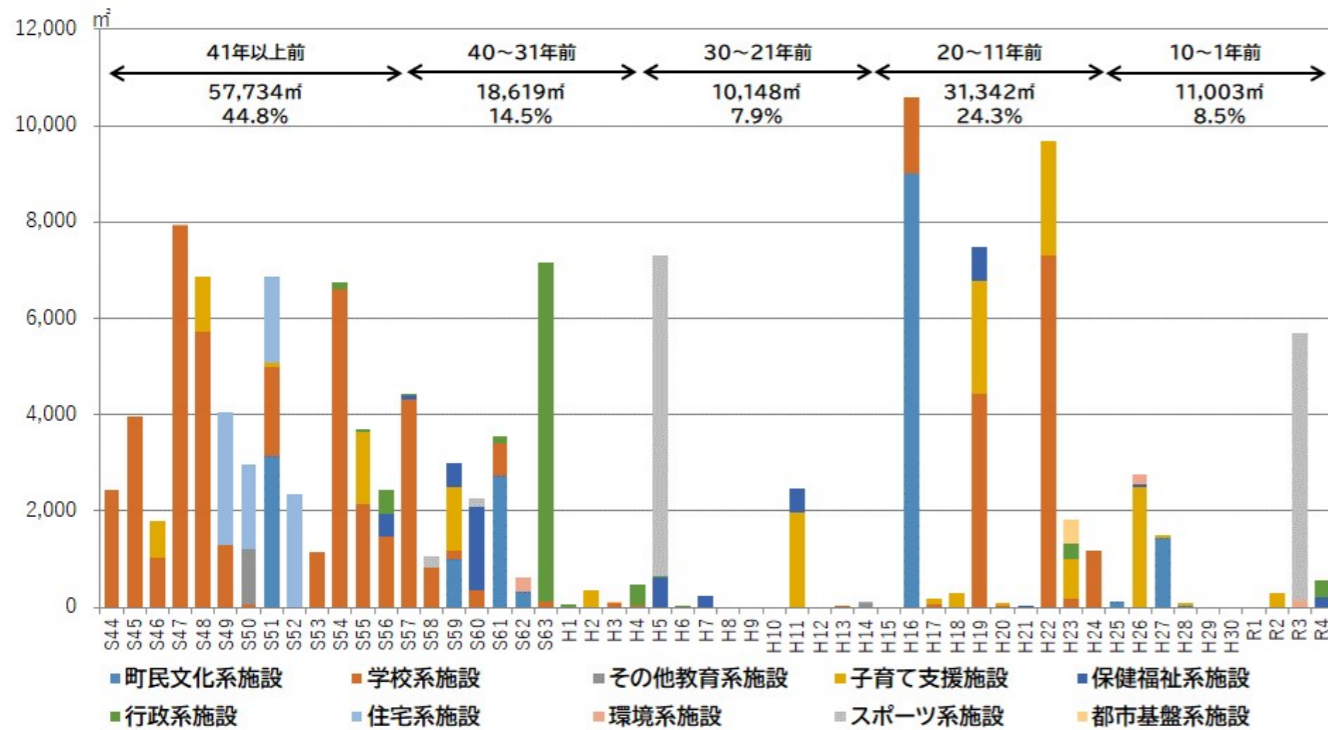
<今後の財政見通し>

- ・歳入においては、町税収については今後法人税の制度改正によって町税収の伸びを期待することが難しい状況にあるなど、直近の歳入規模を維持することは難しい見込みです。
- ・歳出においては、少子高齢化が進むことによる義務的経費の増加、各種大規模普通建設事業による投資的経費及び町債の償還に加え、老朽化した公共施設の修繕、更新に係る経費が増加していくことが予想されます。
- ・今後持続的な財政運営を図って行くには、新たな財源の確保や修繕・更新経費の縮減に向けた取り組みが必要となります。

1-3 公共施設等の現状

<建築物系施設>

- ・町は、建築物系施設を 69 施設、195 棟、延床面積 128,846 m²を保有しています（令和4年度末）。
- ・分類別にみると学校系施設が 44%を占めており、築年数で見ると、大規模改修の目安である建築後 41 年経過した建築物が全体の約 45%となっています。



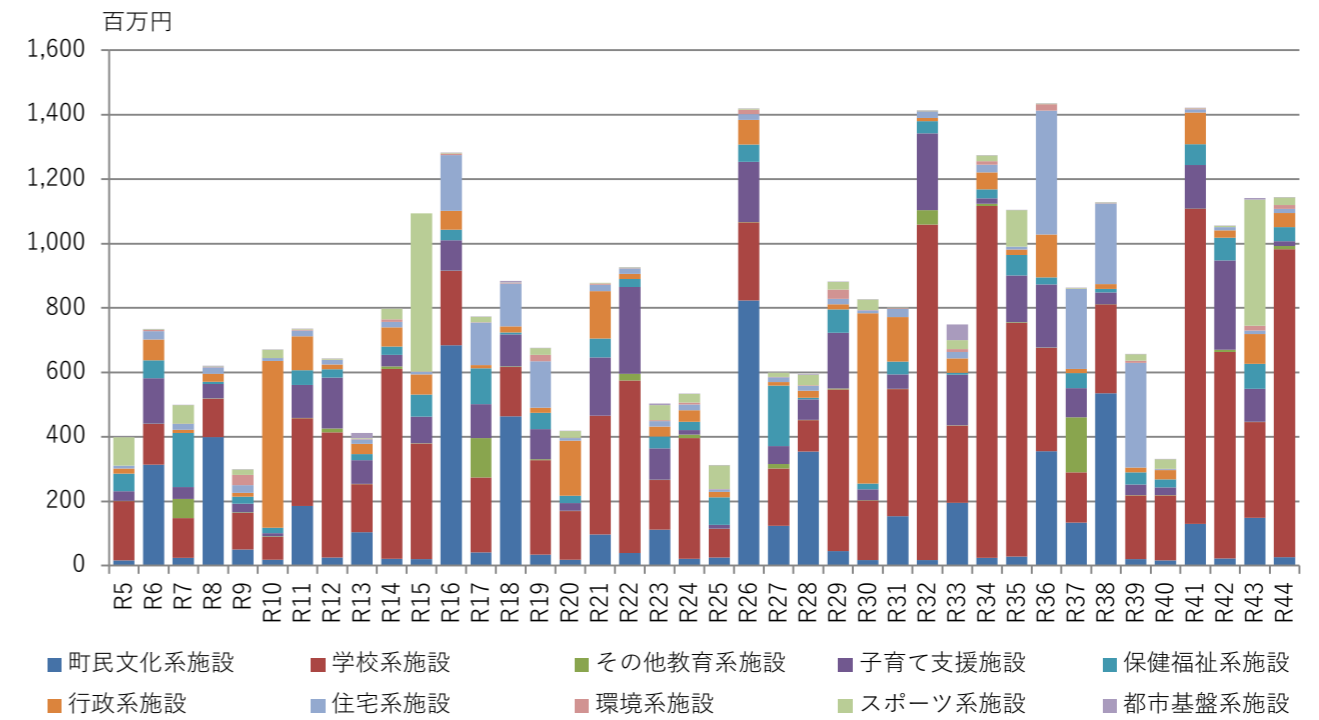
<インフラ系施設>

・町は、インフラ系施設を、道路 1,784 路線・総延長 337,401m、橋りょう 103 橋・1,028m、上水道施設（管渠等）313,743m、下水道施設（管渠等）201,949m、公園 594,514 m²を保有しています（令和4年度末時点）。

1-4 公共施設等の経費の将来見通し

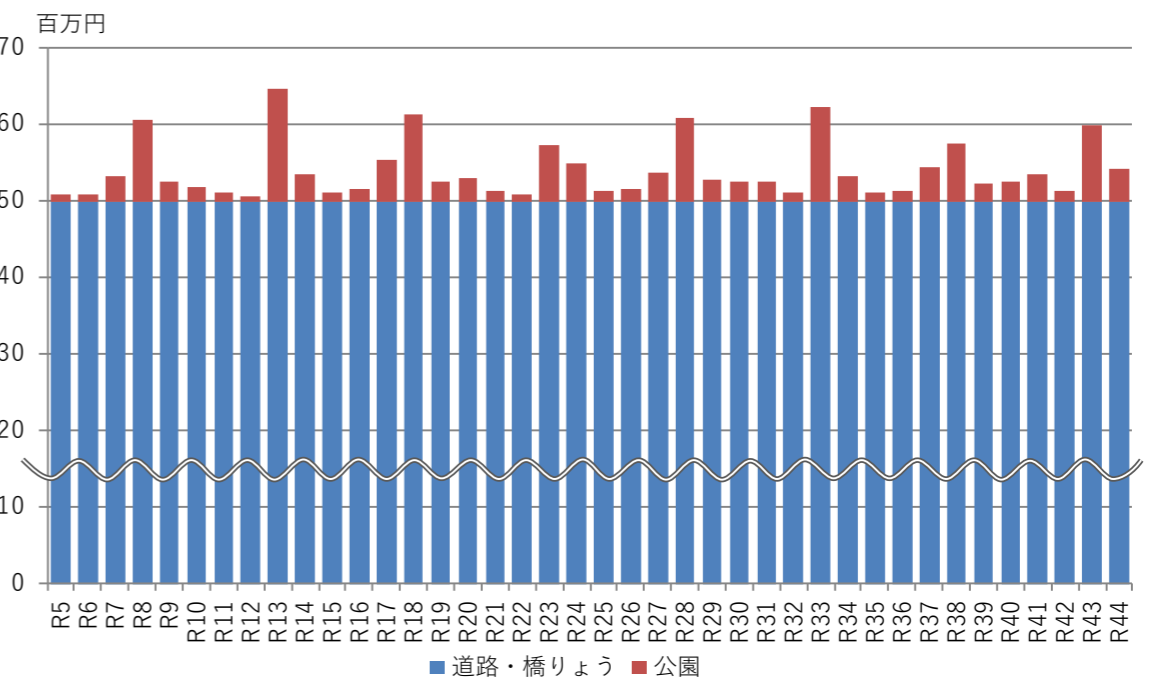
<建築物系施設>

・現在保有する建築物系施設を今後も保有し続けた場合に必要となる修繕・更新費は、今後 40 年間で計 329 億円、年平均では 8 億 2,300 万円/年となります（令和 5 (2023) 年度から令和 44 (2062) 年まで）。



<インフラ系施設>

・現在保有するインフラ系施設（道路、橋りょう、公園）の補修等に必要となる修繕・更新費は、今後 40 年間で 222 億円、年平均額で 5 億 5,400 万円/年となります（令和 5 (2023) 年度から令和 44 (2062) 年まで）。



1-5 課題

(1) 将来人口の公共施設利用需要の変化を見込んだ適正規模

- ・総人口は、令和2(2020)年をピークに減少基調で推移することが見込まれています。さらに階層別では、年少人口は概ね横ばいで推移、生産年齢人口は減少し、老年人口は増加するという想定となっています。
- ・公共施設等による町民サービスを提供するには、人口想定に基づく施設利用の需要や税収の変化を意識しながら、公共施設等の適正規模を定めていく必要があります。

(2) 財源と公共施設等の維持費等とのバランス

- ・建築物系施設は、昭和40(1965)年代から昭和50(1975)年代にかけて整備されたものが多く、令和10(2028)年度以降に耐用年数65年(目標耐用年数の平均値)を迎え、施設の更新が集中することになります。
- ・修繕・更新費が突出して多く大幅な財源不足となる年度も予想され、長期的かつ全体最適化といった視点から、公共施設等を更新・管理していく必要があり、公共施設の維持管理費等の平準化を図る必要があります。

(3) 防災や環境との連携必要性

- ・防災や環境保全といった観点から公共施設等を管理していく、大地震時の津波や液状化被害、大雨による土砂災害などに備える防災・減災対応と公共施設の活用との連携を行っていく必要があります。
- ・公共施設で率先して温室効果ガスの総排出量削減に寄与する必要があり、建物の更新等の機会をとらえて実践していくことが求められています。

第2章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

2-1 基本的な方針

(1) 基本理念

最適な施設配置と長寿命化による持続性ある公共施設サービスの実現

(2) 目指す姿

◆現世代への安全・安心な公共施設サービスの確保

保有する公共施設等を適正に管理・更新することで、町民にとって、安全・安心な公共施設サービスの提供を目指します。

◆将来世代への過大な負担の解消

将来世代へ引き継ぐべき公共施設機能を選定するとともに、今後発生が見込まれる修繕・更新費を抑えるとともに、支出時期を平準化することによって、将来の過大な負担を解消することを目指します。

◆公共施設サービス水準の低下の回避

公共施設の修繕・更新費の抑制をはかりつつ、町民ニーズの変化に対応しながら、公共施設サービスの低下を回避するよう適正な質・量のサービスの提供を目指します。

(3) 行動原則

建築物系施設	インフラ系施設
<ul style="list-style-type: none"> ・新規整備は、原則として行わない ・長寿命化のための大規模改修が必要な築40年後を見直しの契機とする ・施設総量(総延床面積)を縮減する ・基金を活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化を推進する ・現状投資規模(一般財源)を維持する ・アセットマネジメント体制を強化する

(4) 数値目標(建築物系施設)

- ・規模効率化目標は、現状よりも増やさない(基準時点以下に縮減)ものとし、総延床面積を約15%縮減することを目標とします。

指標	基準時点 (平成27(2015)年度末)	現状 (令和4(2022)年度末)	目標値 (令和43(2061)年度末)
施設数	81 施設	69 施設	—
棟数	198 棟	195 棟	—
延床面積	125,952 m ²	128,846 m ²	107,059 m ²

2-2 実施方針

(1) 維持管理・更新等の実施方針

○予防保全型の維持管理による長寿命化

<建築物系施設>

- ・長寿命化に資する大規模修繕を計画的に実施します。実施時期は建物の目標使用年数の中間時にあたる築40年を目処とし、個々の建物の劣化状況を考慮して対応します。
- ・大規模修繕の実施前に建物の利用継続の可否、管理対象となる規模、施設の複合化や統合の可能性について検証します。
- ・長寿命化を施すことが有効でないなどと判断される場合、建替えを選択肢としますが、規模の適正化等を検証することを前提とします。

<インフラ系施設>

- ・計画的・効率的なインフラの長寿命化により修繕・更新費の縮減を図っていきます。
- ・定住促進事業等による道路等の修繕・更新費の増加も想定されることから、修繕・更新費の縮減を徹底し、費用の増加を抑制します。

○アセットマネジメント

- ・中長期的な視点による個別施設計画を策定します。

○行政サービス水準等とコスト縮減の基本的な考え方

- ・本町の建築物系施設は、町全体での利用を基本単位とする施設が多く、施設の統廃合は行政サービスの質的低下をまねく場合があります。町民ニーズに対する適正なサービス水準を維持しながら、削減目標を実現していきます。
- ・コスト縮減は建物規模の一律な削減によるのではなく、施設の複合化などによる公共施設の再編、運営や維持管理コストの見直し、PFI事業などの官民連携、サービス提供を民間事業者が行うといった民間代替性との複合的な対策によって実現するものとします。
- ・新規整備が必要な場合、必要性や有効性を十分に検証し、将来負担に配慮して整備を行っていきます。

(2) 公共施設等の管理に関する実施方針

○点検・診断等の実施方針

- ・公共施設等の性能や劣化状況を把握するための日常的・定期的な点検・診断等を実施します。インフラ施設については、法令等により定められた定期点検として、国の指針や個別計画等に沿った適切な点検・診断を実施します。
- ・点検・診断等で得られたデータは集積・蓄積し、施設等の更新や修繕・改修時期といった計画見直しを行うための基礎資料とします。
- ・今後は、職員等が日常点検をできるよう点検マニュアルを整備するなど、予防保全につなげる体制を整えます。

(3) 保有資産の活用・処分の方針

○保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

- ・用途廃止された資産や売却可能資産等については、地域住民のニーズを踏まえながら有効な利活用を図っていきます。

○統合や廃止の推進方針

- ・公共施設等の供用の廃止を検討する場合、利用状況（稼働率）等の需要状況の分析を行い、廃止による町民生活への影響を検討し、当該施設廃止による財政負担への軽減度合いを踏まえ、廃止の可否を決定していきます。
- ・施設の利用者層が重複している場合、建物の一部（トイレやエントランスなど）を共有することで効率化が期待でき、利便性の向上が期待できる場合であれば、他の公共施設等との統合、複合化を検討していきます。

(4) 財源

- ・修繕・更新費の抑制や支出の平準化を図っていきますが、突出した支出に備え、整備基金の導入を検討します。この基金は施設の維持保全、長寿命化、更新に要する経費の財源に充当します。
- ・インフラ施設については一般財源、特定財源の確保につとめます。

(5) まちづくりとの連携

- ・第6次武豊町総合計画等で、武豊中央公園周辺での公共交流拠点形成、特に役場庁舎を含む公共施設の集積が計画されており、こうした大規模な公共施設の再編においても本計画の理念の実現を図っていくものとしします。
- ・防災・減災対策との連携を、避難所としての機能を果たす公共施設を中心に行ったり、交流人口の増加等に向けて観光政策等と連携するよう公共施設を有効活用し、まちの活性化を図っていきます。
- ・公共施設の利活用を町民や関係団体が主体となって行う等の組織の立ち上げを働きかける等、町民主体のまちづくりに寄与していきます。

(6) 更新等をとらえて同時に取り組むべきこと

○ユニバーサルデザイン化の推進

- ・国が示す「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29(2017)年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 閣僚会議決定)の考え方を踏まえ、公共施設等の大規模改修や建替えの際は、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。

○脱炭素化の推進方針

- ・本町の脱炭素化の推進をとりまとめた武豊町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及び武豊町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）と連携し、公共施設等においては、改修等の機会をとらえて脱炭素化を推進していきます。

(7) 他団体との連携

○近隣市町：一部事務組合との連携

- ・武豊町では隣接市町と一部事務組合によって以下の行政サービスを提供しています。武豊町は構成各市町と共に各施設の費用縮減に取り組んでいきます。
知多中部広域事務組合（消防、火葬場）、中部知多衛生組合（し尿）、知多南部広域環境組合（ごみ処理）

○公営企業、愛知県、国管理施設との連携

- ・武豊町には、愛知県施設（愛知県立武豊高等学校、警察：交番、南知多道路、臨港道路、衣浦港など）があり、これとも連携しながら本計画を推進していきます。

第3章 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

3-1 建築物系施設

(1) 町民文化系施設

施設	砂川会館、転車台用テント（屋根）、吉町田湿地、図書館、町民会館、歴史民俗資料館、中央公民館、地域交流施設		
施設数	棟数	延床面積	今後 40 年間で必要と見込まれる将来更新費
8	17	17,789 m ²	58 億 9,100 万円

- ・武豊町公共施設再編計画での施設の複合化や集約、単独維持等の方針に従い、管理を進めていきます。
- ・（仮称）武豊町教育施設長寿命化計画の策定を予定しており、同計画に基づいて事業を進めていきます。
- ・一部施設において、指定管理者制度の導入によって財政負担額の縮減、町民サービスの向上を進めてきました。現状、町民負担額が大きいことから、今後も運営改善の徹底や運営主体の妥当性を検証するほか、収益機会の確保等によって、財政負担額の縮減を進めていきます。
- ・利用状況の実態や町民ニーズ等を踏まえつつ複合化や集約等の効率化を図ることで、より質の高い空間の整備を進めていきます。

(2) 学校系施設

施設	武豊小学校、衣浦小学校、富貴小学校、緑丘小学校、武豊中学校、富貴中学校		
施設数	棟数	延床面積	今後 40 年間で必要と見込まれる将来更新費
6	78	57,015 m ²	137 億 9,600 万円

- ・「武豊町学校施設長寿命化計画」にそって、計画的に事業を進めていきます。
- ・各施設で老朽化が進んでおり、施設管理費が大きくなっています。将来多額の更新費が必要になることが見込まれます。
- ・床面積 1 m²あたりの負担額は比較的小さく、効率的な施設管理が行われており、老朽化の程度と児童・生徒の安全確保を念頭に置くと、施設管理費を縮減することは難しいと判断されます。
- ・児童・生徒数は減少傾向にあるため、老朽化状況等を踏まえた上で、効率的な整備（建替え、改修）について検討していきます。
- ・現状の配置・規模を維持した上での負担額の縮減は難しいことから、建築年数などを考慮し、長寿命化を図るとともに、空き教室・校舎の縮小（減築）を進めていきます。

(3) その他教育系施設

施設	学校給食センター		
施設数	棟数	延床面積	今後 40 年間で必要と見込まれる将来更新費
1	2	1,225 m ²	5 億 2,600 万円

- ・老朽化が進んでおり、新施設の整備を進めていきます。
- ・新施設の整備にあたっては、将来更新費等も念頭において、財政負担額の縮減を進めていきます。

(4) 子育て支援施設

施設	保育園、母子通園施設、児童クラブ、児童館、南部子育て支援センター		
施設数	棟数	延床面積	今後 40 年間で必要と見込まれる将来更新費
18	32	15,997 m ²	37 億 5,500 万円

- ・第2次武豊町保育園等基本方針・整備計画での「保育園等の整備計画」にそって事業を進めていきます。
- ・保育園については、保育需要が増加している状況にありますが、園児が減少傾向にあることを踏まえ、効率

的な整備（建替え、改修）・統合・廃止を進めるとともに、運営主体の妥当性を検証していきます。具体的には、公立園とのバランスを踏まえた民営化（民間保育所・民間認定こども園の誘致等）について検討していきます。

- ・児童クラブについては、女性の社会進出の進展、共働き世帯の増加等に対応するために、効率的な整備を進めるとともに、運営主体の妥当性を検証していきます。具体的には、民営化（民間児童クラブの誘致等）について検討していきます。
- ・児童館については、老朽化状況等を踏まえた上で、効率的な整備（建替え、改修）・統合・複合化等について検討していきます。

（５）保健福祉系施設

施設	思いやりセンター、保健センター、デイサービスセンター、高齢者生きがいセンター、多賀授産所、大足老人憩の家、玉貴老人憩の家		
施設数	棟数	延床面積	今後40年間で必要と見込まれる将来更新費
7	14	5,090㎡	18億7,200万円

- ・軽量鉄骨造の施設を中心に老朽化が進んでいます（高齢者生きがいセンター、老人憩の家）。これらの施設については、建替えと改修（長寿命化）とで費用対効果を見極め、整備方法を検討していきます。
- ・多賀授産所については、建替え、改修（長寿命化）、民間活用などサービスの充実と施設維持の両立ができる方法を検討していきます。
- ・デイサービスセンター、高齢者生きがいセンター及び老人憩の家は、指定管理者制度を導入し、事業費の抑制を図っています。
- ・保健センターは、将来多額の更新費が必要になることが見込まれます。設備等が特殊であることなどから、長寿命化や改修の程度や規模を調整し、更新費の縮減を図ります。
- ・利用状況の実態や町民ニーズ等を踏まえつつ複合化や集約等の効率化により安心して利用でき心身ともに健康な生活を送ることができる環境づくりを推進していきます。
- ・老人福祉センターは、平成27(2015)年度末で廃止しており、建物を令和5(2023)年度に解体しました。跡地は隣接する武豊町自然公園との一体的な利用を検討しております。

（６）行政系施設

施設	役場、富貴支所、防災情報センター、分団詰所、防火水槽、防災倉庫、水防倉庫、総合倉庫		
施設数	棟数	延床面積	今後40年間で必要と見込まれる将来更新費
14	21	9,236㎡	28億1,700万円

- ・公共施設等再編計画にしたがって整備の検討を進めていきます。
- ・役場は、将来多額の更新費が必要になることが見込まれます。更新時に効率的な事務スペースの配置を実施し、併せて他施設との複合化などによる延床面積の縮減の可能性を含め、施設の有効活用の手法を検討していきます。
- ・防災関連施設は、老朽化が進んでいます。これらの施設については、施設更新等の機会を捉え、規模の適正化を図ります。

（７）住宅系施設

施設	町営住宅		
施設数	棟数	延床面積	今後40年間で必要と見込まれる将来更新費
1	15	8,710㎡	22億7,400万円

- ・「武豊町営住宅等長寿命化計画」に基づき、効率的に維持管理を行います。

- ・老朽化が進む中での維持保全、改修への対応が懸念されるなど課題があります。
- ・人口・世帯数の変動、県営住宅などの供給状況を踏まえ、低額所得者の住居確保とともに福祉関係部署との連携による住宅セーフティネット機能の安定確保を図りつつ、供給戸数を検討していきます。

（８）環境系施設

施設	ごみ集積所、し尿処理施設、一般廃棄物最終処分場、おおし資源回収エコステーション、いちはら資源回収エコステーション、富貴小学校大気汚染測定局、大足大気汚染測定局		
施設数	棟数	延床面積	今後40年間で必要と見込まれる将来更新費（資源回収エコステーション、大気汚染測定局）
7	5	663㎡	2億2,300万円

- ・計画期間内に廃棄物の埋立により、現在の一般廃棄物最終処分場の利用ができなくなります。今後の一般廃棄物の最終処分について、新設、外部委託等処分の方針の検討を行っていきます。
- ・資源回収エコステーション及び大気汚染測定局の施設管理費は小さく、一部で老朽化が進んでいるものの将来更新費が小さく、大きな課題は見当たりません。
- ・クリーンセンター常武の跡地に、資源回収エコステーションを新設し、既存施設の混雑緩和を図ります。

（９）スポーツ系施設

施設	総合体育館、運動公園、運動公園第2グラウンド、屋内温水プール		
施設数	棟数	延床面積	今後40年間で必要と見込まれる将来更新費
4	9	12,622㎡	16億8,700万円

- ・「武豊町スポーツ施設長寿命化計画」にそって計画的に事業を進めていきます。
- ・総合体育館は、利用者1人当たりの負担額は小さいものの、施設管理費や事業費が大きいとともに、将来多額の更新費が必要になることが見込まれます。指定管理者制度の導入など、施設管理費や事業費の縮減を図っていきます。また、長寿命化や改修の程度や規模を調整するとともに、民間ノウハウを活用し、更新費の縮減を図ります。

（10）都市基盤系施設

施設	長尾山駐車場、自転車置場、ポンプ施設		
施設数	棟数	延床面積	今後40年間で必要と見込まれる将来更新費
3	2	498㎡	8,700万円

- ・駐車場、駐輪場等は、将来的には更新費が必要となるものの、道路交通等の円滑化のために施設を維持していきます。
- ・ポンプ施設は、老朽化が進んでいますが、今後も受益農地に対して水の供給が必要となるため、更新を行っていきます。

3-2 インフラ系施設

（1）道路・橋りょう・水路

施設	道路、橋りょう、歩道橋、水路、調整池		
施設数	延長	施設面積	今後40年間で必要と見込まれる将来更新費
-	425,382m	36,163㎡	219億9,300万円

- ・橋りょうについては、「武豊町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、5年に1回の定期点検を実施することで健全性を確保するとともに、計画的な修繕を実施します。
- ・舗装については、「武豊町舗装修繕計画」に基づき、計画的な修繕を実施します。

- ・水路等については、危険箇所のデータベース化を行い、国の要領等に準拠して点検・補修を行っていきます。
- ・国の補助メニューを活用して計画的に修繕工事を施工するとともに、メンテナンスサイクルの構築を目指していきます。

(2) 上水道施設

施設	ポンプ施設等、管渠等		
施設数	延長	施設面積	今後 40 年間で必要と見込まれる将来更新費
—	313,743m	602 m ²	313 億 7,400 万円

- ・「武豊町水道事業ビジョン」に基づき、老朽施設及び、老朽配水管の更新、重要給水施設への基幹管路の耐震化、応急給水体制の強化を進めていきます。

(3) 下水道施設

施設	ポンプ施設等、管渠等		
施設数	延長	施設面積	今後 40 年間で必要と見込まれる将来更新費
—	201,949m	1,076 m ²	200 億 3,300 万円

- ・ストックマネジメント計画に基づき、長寿命化を図り、予防保全的な維持管理を行っていきます。
- ・ストックマネジメント計画の策定予定 令和 6 (2024) 年度

(4) 公園

施設	公園、緑地・緑道		
施設数	面積	施設面積	今後 40 年間で必要と見込まれる将来更新費
—	594,514 m ²	—	1 億 6,600 万円

- ・定期点検等により劣化状況を確認し、改修・更新を実施していきます。遊具をはじめとする利用者の安全確保に必要な工作物についても、計画的に修繕・更新を行っていきます。

第 4 章 フォローアップの実施方針

4-1 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制

(1) 庁内の推進体制

- ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理を実現するための体制を以下のとおりとしており、本計画に取り組んでいきます。
- ・本町の公共施設等の計画・管理はそれぞれの部署が所管していますが、公共施設等を総合的かつ計画的に管理することができるよう現時点（令和 3 (2021) 年度）では総務部総務課を本計画の所管部署と定め、横断的に公共施設等の情報を管理・集約しています。また総務課では個別施設計画の策定の進捗を管理し、総合管理計画の進捗状況の評価等を集約しています。なお本計画の改定では、関係各課による庁内会議「武豊町公共施設等総合管理計画改定委員会」により作業を進めました。今後も全庁的な視点で対策を検討するため、適宜、部局横断的組織により検討していきます。
- ・今後も計画の実行に係る予算措置について、数値目標を明示し、財政と連動させることで、各施設の修繕・更新費の予算化プロセスを一体的に行い、より効果的・効率的な予算の確保を図ります。

(2) 公民連携

- ・第 6 次武豊町総合計画では、行政経営戦略の手法の一つとして PPP（公民連携）を検討手法の一つとしています。本町では、CCNC プールたけとよ（武豊町屋内温水プール）において PPP による整備を行っており、高い行政サービスの提供を実現しています。

- ・今後も同様に、本町の公共施設等の更新や再編においては民間の技術やノウハウ、資金等の活用も検討します。
- ・また、公共施設等の情報を広く公開することが民間活力の活用にもつながることが予想されることから、公共施設等に関する情報について積極的な公開に努めます。

(3) 職員の人材育成

- ・本計画の効率的な推進には、本庁職員の理解が必要となります。そのため職員を対象とした研修等の実施について検討していきます。

4-2 保有資産情報の管理

(1) 新地方公会計制度（固定資産台帳）との連携

- ・本町では、新地方公会計制度（複式簿記による発生主義会計）を導入済みであり、公共施設等の固定資産台帳を整備し、年度毎に更新しています。このことで本町の公共施設等の保有資産を網羅的に把握することが可能となっています。
- ・今回の改定でも、公共施設等の将来更新必要額の推計、維持管理・更新等の経費の見込み算定等に活用しています。引き続き、固定資産台帳の更新をはかり、本計画の推進において連携をはかっていきます。

(2) 町民や議会との情報共有

- ・公共施設の廃止や統廃合、再編といった取組は、本町のまちづくりのあり方に関わることであり、町民の関心も強いことから、適切に議会や住民と情報共有をはかり、進めていきます。
- ・本計画について町広報や町ホームページ等を通じて周知していきます。個別施設の統廃合、再編にあたっては、町民や関係団体での合意形成が必要となることから、ワークショップや説明会等を開催し、丁寧に事業を進めていきます。

4-3 フォローアップ（PDCA）

- ・計画期間は約 40 年という長期の計画となるため、計画期間内の社会状況等の変化が予想されます。そこで PDCA サイクルに基づく定期的な見直しを行い、実現性・実効性を確保した計画とします。本計画の PDCA の対象等は以下とします。

- ・対象施設：本計画の公共施設等
- ・検証する数値目標：公共施設等数・延べ床面積等、トータルコストの縮減・平準化など
- ・評価の時期：本計画の改定期（概ね 5 年ごと）
- ・評価結果等の公表方法：本計画改定版の公表

Plan（計画）	改定版の策定、個別計画の策定
Do（実施）	個別施設の更新・維持、複合化、廃止等の実施
Check（検証）	更新・維持等での中長期的な経費の試算、縮減目標の検証
Action（改善）	施設の利用状況、修繕費等から必要な改善措置の実施

4-4 財政措置

- ・公共施設の維持・更新等において、コスト縮減や平準化を図りつつ、長期的な視点で財源措置について検討していきます。
- ・例えば現時点で、総合管理計画に基づく集約化・複合化事業、長寿命化事業等には公共施設等適正管理推進事業債の利用も可能であり、適宜、利用可能な財政措置を図っていきます。